

契 約 書

介護保険法令による要介護状態区分が要支援と認定された者（以下、「利用者」という。）と太田熱海病院通所リハビリテーション（以下、「事業所」という。）は、事業所が利用者に対して行う介護予防通所リハビリテーションサービス（以下、「サービス」という。）について、次のとおり契約いたします。

第1条（契約の目的）

事業所は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがってサービスを提供し、利用者は、事業所に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定区分の有効期間満了日までとします。
2. 利用者が、契約満了の1か月前までに、事業所に対して文書等により契約終了の申し出がない場合、且つ利用者が要介護認定区分の更新において再認定（但し、「要支援」に限る。）を受けた場合は、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防通所リハビリテーションサービス計画及びモニタリング）

1. 事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅サービス計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーションサービス計画（以下、「ケアプラン」といいます）を作成し、個別訓練を実施する場合は別にリハビリテーション実施計画を作成します。事業所は、これらの内容を利用者及び家族に説明し、文書を発行します。
2. 事業所は、ケアプランに記載されたサービス提供の開始時から提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回はケアプランの実施状況の把握（モニタリング）を行います。この場合、モニタリングの記録をケアマネージャーへご報告いたします。

第4条（サービスの提供場所及び内容）

1. サービスの提供場所は、一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院（以下、「病院」といいます。）内です。なお、所在地及び設備の概要は、重要事項説明書のとおりです。
2. 事業所は、ケアプランに沿って、利用者がその居宅において可能な限りその有する能力に応じ、自立した質の高い日常生活を営むことができ、社会とのつながりある生活が実現するよう生活障害の実態把握に努め、それに主眼を置いたサービスを提供いたします。また、事業所は、サービスの提供にあたりその内容について利用者及び家族に説明します。
3. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業所に申し入れることができます。その場合、事業所は可能な限り利用者の希望に添ったサービスの提供に努めます。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業所は、サービスの実施ごとにサービス提供記録を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧することができます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の発行を受けることができます。なお、複写物に係わる費用として1枚につき10円（非課税）の実費を負担します。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業所は、当月の料金の合計額の請求書にサービス内容を記して、翌月10日以降に利用者に渡します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を、翌月末日までには口座引落の方法で事業所に支払います。
4. 事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し内容のわかる領収書を発行します。
5. 介護保険の給付対象とされている場合でも、保険料の滞納等により保険給付費が直接事業所に支払われない場合があります。その場合には、一旦ひと月あたりの費用の総額をお支払いいただきます。領収後、サービス提供証明書を発行いたしますので、住民登録されている市

町村の担当窓口において諸手続きを行い、差額の払い戻しを受けてください。

第7条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、原則として利用者と別生計の方とします。
2. 連帯保証人は利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
3. 前項の連帯保証人の極度額は100,000円とします。
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に確定するものとします。
5. 連帯保証期間は、債務が消滅するまでの期間とします。
6. 連帯保証人の請求があった時は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者の支払い状況や滞納金の額、損害補償額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供いたします。
7. 連帯保証人が変更となる場合、すみやかに申告してください。

第8条 (サービスの中止)

1. 利用者は、事業所に対して、サービス提供日の前営業日の午後5時まで（前営業日までに祝日でない土曜日がある場合は、土曜日の午後0時30分まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 事業所は、第1項以外の時間に中止を申し受けた場合、昼食を通常利用されている利用者に対し、重要事項説明書に定めるキャンセル料を請求します。この場合の料金は、第6条第1項に規定された他の利用料の支払いと合わせて請求します。
3. 事業所は、利用者の体調不良等の理由により、サービス提供の実施が困難と判断した場合にサービスを中止することができます。なお、サービス提供開始時間からご利用時間の半分に満たない時間でサービスが中止となった場合は、利用料は請求しません。ただし、利用時間の半分以上を越えて中止となった場合は、当該サービス提供に相当する利用料を請求する場合があります。

第9条 (料金の変更)

1. 事業所は、利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
2. 利用者は、第1項の内容を承諾した場合、事業所が新たな利用料に基づいて作成した重要事項説明書によりその内容の説明を受けます。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
4. 介護保険法改定に伴う料金の変更については、重要事項説明書第4項（利用料金）を更新した、改定料金表により利用者へ通知します。

第10条 (契約の解除)

1. 利用者は、事業所に対して1か月の予告期間において文書等で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変又は急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1か月以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は事業所に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業所が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業所が利用者又は家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業所が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業所は利用者に対し文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、且つ料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
 - (2) 利用者の入院又は病気等の理由により、継続して3か月以上に渡りサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - (3) 利用者又は家族が、事業所、サービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

第 1 1 条 (秘密保持)

1. 事業所は、利用者又は家族に係る個人情報について、一般財団法人太田総合病院個人情報保護規程により適切に取り扱います。
2. 事業所従業者、病院従業者又は同従業者であった者は、在職中はもとより退職後も、サービス提供の上で知り得た利用者又は家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
3. 事業所は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

第 1 2 条 (賠償責任)

1. 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 事業所は、第 1 項の発生を確認した場合は、速やかに市町村にその旨報告し、必要な措置を講じます。

第 1 3 条 (事故発生の防止、事故発生時の対応)

1. 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っております。
2. 事業所は、利用者に対しサービス提供による事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を採るとともに、医師、家族及び管轄する市町村に対して連絡を行う等の適切な対応に努め、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。また、事故に至る危険性がある事態が生じた場合は、その事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底します。

第 1 4 条 (安全管理体制等の確保)

事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の対応を予め定めます。

第 1 5 条 (非常災害対策)

1. 病院が定める火災、地震等の非常災害に関する具体的な計画に従い、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他に必要な訓練を行います。また、避難経路を明確にするとともに消化設備・用具、その他の非常災害に際して必要な設備・用具を設けております。
2. 防災対応として、非常災害に備え病院職員による自衛消防隊を編成しております。
3. 防災訓練として、ご利用者の安全かつ迅速な避難誘導を常に心がけ、災害を想定した避難訓練を定期に実施します。
4. 防火責任者は管理者とし、適切な防火管理に努めます。

第 1 6 条 (地域との連携)

事業所は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員、保健・医療・福祉サービス及びその他のサービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第 1 7 条 (相談、苦情対応)

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応するために常設の窓口を設置し、サービス提供に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第 1 8 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 1 9 条 (本契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名捺印又は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結年月日： 年 月 日

(この個人情報、一般財団法人太田総合病院個人情報保護規程により適正に取り扱われます)

利 用 者	住 所		電話 ()	
	利用者氏名			印
	家 族	住 所		電話 ()
		家族氏名		印
		利用者との続柄		

連帯保証人

住所 氏名	印	利用者との関係 ()
生年月日 ()	年齢 ()	歳
連絡先・自宅 ()	連絡先・携帯 ()	
勤務先 ()	勤務先電話 ()	

地域福祉権利における生活支援員又は成年後見制度における補助人、保佐人若しくは成年後見人

住 所		電話 ()
氏 名		印
事 業 所	介護保険事業所番号：0770300838	
	住 所 福島県郡山市熱海町熱海五丁目240番地	電話 024 (984) 0088
	代表者 太田熱海病院通所リハビリテーション 管理者 山口 克彦 印	